

## 平成23年度 古墳保存修景工事 特記仕様書

本仕様書は、平成23年度特別史跡岩橋千塚古墳群保存修理事業に伴う古墳保存修景工事に係るものである。

- 1 工事年度・番号 平成23年度
- 2 工事名称 平成23年度古墳保存修景工事
- 3 工事場所 和歌山市岩橋1411 紀伊風土記の丘園内
- 4 工事の概要 別冊設計図書のとおり、古墳の石室・盗掘坑等を砂・真砂土埋め戻すとともに墳丘の修景工事を実施する。古墳数5基。
- 5 工事期間 契約締結後から平成24年3月末日まで

(目的)

第1条 この工事は、和歌山県立紀伊風土記の丘がおこなう特別史跡岩橋千塚古墳群保存修理事業に伴い、園内にある古墳の石室・盗掘坑等の埋め戻し工事をおこなうとともに、墳丘の修景工事を実施するものである。

(工事仕様)

第2条 工事に係る設計図書の優先順位は、1. 特記仕様書、2. 設計図書、3. 一般仕様書(和歌山県土木標準仕様書)とする。本工事は遺跡の保存工事という性格上、設計変更が想定されるが、内容の変更、並びに工事の休止、中止等による設計変更を行う場合、変更後請負金額は本県規定によるものとする。

(職員による指示)

第3条 本工事は文化財保護法に基づく特別史跡の保存修理事業の一環であるから、受託者は文化財保護に十分な配慮をするとともに、事業担当の県職員と十分協議し、その指示を受け、誠実に業務を実施しなければならない。

(安全確保)

第4条 工事の実施に当たっては、労働安全衛生法及び関係規則を遵守し、業務の安全を確保しなければならない。

(器具・機材他の準備)

第5条 工事に必要な器具・機材や燃料等の消耗品は受託者が準備するものとする。

(工事実施日)

第6条 工事の実施日は原則として火曜日から土曜日とするが、それ以外の日に工事を実施する必要があるときは、事業担当の県職員と協議の上、決定するものとする。

(使用材料)

第7条 工事に使用する材料は、あらかじめサンプル等を提出し、事業担当の県職員の承諾を受けなければならない。

第8条 植生ネットは二重ネット肥料袋付き、分解性のものを使用すること。

(工事の注意点)

第9条 工事に際しては、古墳の石室及び墳丘を傷めないように細心の注意を払うこと。また、各古墳の本来の墳丘形状はそれぞれ異なる形が想定されるため、墳丘盛土の形状については事業担当の県職員の指示・確認を受けること。古墳の形状に変更が生じる作業については、事業担当の県職員の立ち会いのもと実施すること。

(作業工程等の提出)

第10条 受託者は、本工事を実施するに当たり、以下の書類を提出するものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 作業工程表
- (3) 現場代理人及び主任技術者届
- (4) 業務計画書

(工事完了の確認)

第11条 受託者は工事を適正におこない完了したことを証する写真等の書類を3部作成し、提出するとともに、事業担当の県職員の検査を受けなければならない。